

判決要約

No. 295

| 番号 | 概要 | キーワード |
|-------------|----|------------|
| 1 事件番号(裁判所) | | 4 被告(被控訴人) |
| 2 判決言渡日(判決) | | 5 出願番号等 |
| 3 原告(控訴人) | | 6 要約 |

| | | |
|---|---|---|
| <p>295 - 1</p> | <p>指名競争入札の指名業者でなくても、入札制度前に納品していた実績が認められて、特許法 102 条 1 項により損害額が認定された</p> | <p>侵害品と特許実施品との間の相互補充関係 (102 条 1 項)</p> |
| <p>1 平 13 (ワ) 16820 号 (東地 29 民) 2 平 14. 10. 9 (一部認容) 3 (株)エニカ 4 横浜市 5 特許 2707018 号 6 概要: 本件は、カード台紙の特許を持つ原告が、横浜市を相手に、市の福祉特別乗車券等 (被告物件) が特許権侵害に当たるとして損害賠償を請求した事案の判決である。</p> | <p>原告は、かつて、大手印刷会社 (訴外) を経由して、被告横浜市に乗車券等を納品していた。しかし、指名競争入札制度の導入に伴い、指名業者でない原告は入札への参加資格がなく、納品の機会を失うことになった。そこで本件訴訟に及んだわけだが、被告は、技術的範囲に属さないこと、本件特許には無効理由があり権利濫用に当たること、及び損害額について 102 条 1 項の適用はないことを主張し、原告と全面的に争った。</p> <p>判旨事項 (技術的範囲の属否について): 被告物件は、その「下縁付加部分」が本件特許の「保護枠」に該当し、他の構成要件もすべて充足するから、本件発明の技術的範囲に属する。</p> <p>(無効理由の存否について): 本件発明は被告提出の刊行物から容易に発明することができたとは認められないので、本件特許に無効理由が存在することが明らかであるとはいえない。よって原告の本件特許権に基づく損害賠償請求は権利の濫用に当たらない。本件特許について、特許庁で無効審判が係属中で、特許庁審判官から無効理由通知書が発せられているが、前記の判断に消長を来すものではない。</p> <p>(損害額について): 102 条 1 項の立法趣旨は、以下のとおりである。すなわち、同項は、特許権者が、特許権を侵害さ</p> | <p>れたことによって被った逸失利益の賠償を求めるに際しては、侵害品が販売されたことと特許権者の実施品の販売が減少したこととの相当因果関係の存在を立証する必要があったが、その立証の困難性を緩和する目的で規定されたものである。同項は、特許権がその性質上、排他的独占性を有するため、市場において、侵害品と特許権者の実施品とが補充関係に立つ場合が多いという実態に照らして、特許権者はその実施品を侵害品の販売に応じた数量分販売することができなかつたとの前提に立って、侵害品の販売数量分の逸失利益を認めることができるとしたものである。そうすると、侵害品と特許実施品との間に、およそ相互補充関係 (仮に、需要者が侵害品を購入しなかった場合に、特許権者の実施品を購入するであろうという関係) が存在しないことが明らかな場合には、そもそも 102 条 1 項を適用する余地はないというべきである。原告は、被告の指名業者ではないので、仮に被告が侵害品を第三者をして製造させなかったからといって、原告が被告から直接発注を受けて製造するという関係にあるわけではない。しかし、原告は、従前から、本件発明の実施品を製造し、納品していた実績があることに照らすと、被告が本件特許権の侵害品を製造させ、納品させた行為と、原告が、自己の実施品を製造、販売することとの間には、相互補充関係が存在するというべきであるから、本件において、損害の算定に当たって、102 条 1 項の適用を排除することは相当とはいえない。</p> <p>備考: 損害額について、判決は原告の主張する金額の約 1 割しか認めなかったが、双方控訴せず判決はこのまま確定した。なお無効審判は係属中で、未だ審決は出ていない。</p> <p>(特 29 条 2 項, 70 条, 102 条 1 項) 重要度☆☆ (牧 哲郎)</p> |
| <p>295 - 2</p> | <p>専用実施権に基づく差止請求権の不存在確認が認められなかった</p> | <p>専用実施権許諾の範囲下請</p> |
| <p>1 平 14 (ワ) 583 号 (大地 21 民) 2 平 14. 9. 12 (棄却) 3 旭鋼機(株), 旭リサイクルサポート(株) 4 リサイクルサポート(株), 中央機工(株), (株)古賀機械製作所 5 特許 3099269 号 6 事案: 原告 X₁, 被告 Y₂ および被告 Y₃ は、本件特許の特許権者である。原告 X₁, 被告 Y₂ および被告 Y₃ は、本件特許発明の実施品である有機リサイクル装置 (以下「本件装置」という) について協力する旨の覚書 (以下「本件覚書」という) を締結し、同覚書において本件特許を管理する会社として被告 Y₁ を共同で設立し、同社に特許の専用実施権を設定することを約した。その後、本件特許は成立し、被告 Y₁ に無償かつ内容を限定しない専用実施権が設定された。本件覚書においては、原告 X₁, 被告 Y₂, 被告 Y₃ が製造会社として指定されていたが、実際に本件装置の製造を行っていたのは被告 Y₂ および被告 Y₃ のみで原告 X₁ は製造能力を有していなかったため、将来原告 X₁ が設立する原告 X₂ にも製造会社としての地位が与えられていた。</p> <p>その後、原告 X₂ が客先から本件装置の注文を受け、原告 X₁ が外注先に図面の作成および本件装置の製造を依頼したところ、被告らはその外注先に対し、かかる図面作成、製造行為が本件特許権の専用実施権を侵害するものであると警告</p> | <p>した。</p> <p>これに対し、原告らが、被告 Y₁ が専用実施権に基づく製造販売の差止請求権を有しないことの確認を求め、同時に被告らによる警告状の発送が不正競争行為 (虚偽事実の告知流布) にあたるとしてその差止めを求めたのが本件である。</p> <p>判決: 本件覚書に至った経緯、本件覚書の文言等から、被告 Y₁ に専用実施権を設定したとしても、それは当然に特許権者たる原告らが実施権を失うという趣旨で行われた訳ではなく、専用実施権の設定と同時に原告 X₁, 被告 Y₂, 被告 Y₃ らに被告 Y₁ から通常実施権の設定がなされたとみるべきであるとされた。しかし、一方、本件覚書には「外注製造等が必要となった場合は 3 社の協議によって決定するものとする。」という文言があることから、かかる通常実施権は当然に外注を使用して製造することまでも内容とするものではなく、原告 X₁ は外注を使用して本件装置を製造することを許諾されていないと認定し、原告らの請求を棄却した。</p> <p>コメント: 本件では、覚書の解釈として、専用実施権者から特許権者への通常実施権の許諾が認められたが、一方でその通常実施権は「外注を使用しない範囲で」という限定の下にあることも認められた。</p> <p>(特 77 条, 不競 2 条 1 項 13 号) 重要度☆☆ (窪田 英一郎)</p> | |

| | | |
|---|--|---|
| <p>295 - 3</p> | <p>15億円を超える損害賠償額が認容された</p> | <p>時期に遅れた攻撃防御方法 限界利益</p> |
| <p>1 平12(ネ)2645号(東高6民) 2 平14.10.31(認容) 3 キッセイ薬品工業(株) 4 白鳥製薬(株), 三恵薬品(株), 他(計8名) 5 特許1096724号 6 事案:原告(控訴人)は,新規物質に関する製法特許の特許権者である。原告は,特許法104条の推定に基づき,被告らが製造販売する原末ないし製剤が本件製法によって製造されたものであると主張して本訴を提起した。第1審で,被告(被控訴人)らは,これに対して被告製造方法は本件製法とは異なる旨主張し,その裏付けとなる製造記録を提出した。東京地裁は,この製造記録に基づいて判断を下し,被告らは本件特許を侵害しないとの判決を出した。</p> <p>ところが,控訴審になって,原告が被告ら提出の製造記録の不自然な点を指摘したため,被告らは従前の製造記録が虚偽であった旨を認め,従前の被告製造方法の主張を撤回した。被告らは,被告製造方法に代えて被控訴人製造方法を新たに主張し,その製造方法に沿った製造記録を新たに提出して非侵害を主張したが,原告はこれを「時機に遅れた攻撃防御方法」であると争った。</p> <p>判決:本判決は,被告らの主張の変更が提訴から11年後に</p> | | <p>行われたものであること,被告のうち実際に原末を製造していた会社はもちろん,原末を同社から供給されていた他の会社も,実際の製造方法を確認する義務があること等から,被告らの被控訴人製造方法の主張を時機に遅れたものとして排斥し,結局104条の推定規定の適用により,被告らは本件特許を侵害していると結論づけた。</p> <p>その上で,本判決は損害の算定に関して特許法102条1項の適用を認め,原告の「単位数当たりの利益」に関しては限界利益であるとして売上から売上原価の控除を認める一方,原告製品の販売額が減少しており,逆に原告の販管費が増加していることなどから,販管費の控除は認めなかった。また,本件では同項但書にあたる事情の主張立証もないとして,被告らの譲渡数量すべてに対する原告の利益額の積算を認め,15億3000万円の逸失利益と5000万円の弁護士費用を認めた。</p> <p>コメント:本件では,被告らおよび当初の代理人の訴訟における不誠実な対応から,新たな主張が「時機に遅れた攻撃防御方法」であるとされた。また,本件では高額な賠償金が認められているが,これも被告らの不誠実な対応と無関係ではないように思われる。</p> <p>(特102条1項,104条,民訴157条1項)重要度☆☆ (窪田英一郎)</p> |
| <p>295 - 4</p> | <p>発明者に対する3,400万円を超える補償金の支払いが命じられた</p> | <p>職務発明 補償金 相当の対価</p> |
| <p>1 平10(ワ)16832号,平12(ワ)5572号(東地47民) 2 平14.11.29(一部認容) 3 米澤成二 4 (株)日立製作所 5 特許1547005号他 6 事案:原告は,27年間被告に勤め,その在職中に本件特許3件の発明をした。本件発明中,とくに本件発明1(光学的情報処理装置)は,被告においても重要な特許として扱われ,原告はこの特許に関して被告から表彰を受けている。本件発明1については,日本以外に米国他3国で特許が成立しており,本件発明2・3については,日本以外に米国他4国で特許が成立している。</p> <p>被告は,本件発明1を含むライセンスにおいて,フィリップス他4社から合計約19億円のライセンス収入を得ている他,本件発明1を含む包括的クロスライセンスをソニー,フィリップス(上記ライセンス契約以後)と結んでいる。また,被告は,本件発明2・3については,太陽誘電との間でクロスライセンスを締結している。</p> <p>原告は,特許法35条3項の「相当の対価」の未払分として,本件発明1について9億円を,同2・3について7060万円を被告に対して請求した。</p> <p>主な争点:①外国特許についても35条3項の適用ないし類推適用があり得るか ②「相当の対価」を客観的な特許の価値(市場価格)として捉えることができるか ③「相当の対価」の算定における被告の貢献度その他具体的な対価の算定方法 ④消滅時効の起算点</p> <p>判決:争点①については,「外国における特許を受ける権利が,使用者,従業員のいずれに帰属するか,帰属しない者に実施権等何からの権利が認められるか否か,使用者と従業員の間における特許を受ける権利の譲渡は認められるか,認められるとして,どのような要件の下で認められるか,対価の支払義務があるか等については,それぞれの国の特許法を準拠法として定められるべきものである」として,属地主義の原則から,外国の特許について特許法35条3項を適用ないし類推適用することを否定した。争点②については,使用者が特許を受ける権利を譲り受けることによって得る利益は,発明を排他的に独占することによって得られる利益であり,こ</p> | | <p>れに使用者の発明に対する貢献を考慮したものが「相当の対価」であって,「相当の対価」は客観的な市場価値ではないとした。争点③については,まず判決は被告の受ける利益額を本件発明1については2億4959万円,同2・3については125万円であるとした。その上で,原告が中央研究所の研究員に協力を求めたり,施設を利用できる立場にあったこと,原告の発明が従来の被告の研究の流れの中に位置づけられること,本件発明1の課題が同中央研究所によるレーザの開発に起因すること,補正を含む出願手続が特許担当者等によってなされたこと,ライセンス交渉が被告主導で行われたこと,一方,原告の着想の度合いも大きいこと,原告が事業化に参加していること等を考慮して,本件発明1に関する被告の貢献度を80%とした。本件発明2・3についても,同様に,被告の貢献度はそれぞれ70%,80%とされている。この他に本件発明1については他の発明者の貢献度が30%,同2・3についてはそれぞれ40%,60%あるとしている。この計算の結果,本件発明1ないし3について,原告の受けるべき「相当の対価」は,被告の受ける利益額のそれぞれ,14%(3494万円),18%(13万8000円),8%(3万666円)であると結論し,これから受領済の補償金を差し引いた合計3489万7416円の支払を被告に命じた。争点④については,時効の起算点は,早くとも被告規定に基づく実績補償金の支払が終了した時点であると,本件では時効は完成していないとした。</p> <p>コメント:本判決は,最大で被告の受ける利益額の18%の「相当の対価」を原告に認めているが,このような大きな割合を発明者たる原告に与えることについては,多くの批判があり得よう。本判決は,とくにクロスライセンスについては,被告の利益額を抑えて計算し,そこで調整を図っていると考えられるが,そもそも被告の利益額を算出し,これから被告その他の者の寄与度を引いて「相当の利益」を算出するという枠組み自体に問題があるように思える。</p> <p>なお,本件では問題になっていないが,海外での発明譲渡の「相当の対価」については,当該国の法律(ドイツなど同様の規定のある場合)の適用が考えられることを指摘しておく。</p> <p>重要度☆☆☆ (窪田 英一郎)</p> |

| | | |
|---|---|--|
| 295 -5 | 本件出願には被告との関係で取引上の信義則に反するとして登録無効にした審決の取消しを求めた原告の請求が棄却された | 「不正の目的」と周知性の対象 |
| 1 平14(行ケ)97号(東高6民) 2 平14.10.8(棄却) 3 (株)コマリョー 4 ビュール・アンドレ・セニゼル 5 商標登録3116038号 6 判旨：争点①引用商標の周知性 ②本件出願の「不正の目的」 原告主張：争点①については、商標法4条1項19号(以下、本号)の要件を満たすために必要な「広く認識されている」度合いは、著名性の域まで達していることが必要と解すべきである。本件商標「ETNIES」(登録第3116038号、(株)レバンテが平成4年12月出願、原告は登録後の共有権利者。ストリートウェア、スポーツウェアなど含む第25類)の指定商品すべてを無効とするためには、被告所有の引用商標「ETNIES」が本件商標の指定商品すべてとの関係で周知であることを要すべきである。 争点②については、レバンテも原告も引用商標を高額で買い取らせようとしたり、国内代理店契約を強制したりしたことはなく、出所表示機能の稀釈化を生じさせたり、名声を毀損したり、外国の権利者の国内の参入を阻止したりしたこともない。レバンテが引用商標の存在を知って本件出願を行ったというだけで「不正の目的」があったとすることはできない。 判示事項：争点①引用商標の周知性 (1)周知性の存在と度合いについて 引用商標は、被告のデザインに係るスケートボード用靴を中心として、本件出願前、世界の相当数の国で登録されていた事実から、本件出願時、米国において使用され、同商標が付された前記商品が取扱業者、最終消費者の間で流通していたこと、本件出願時、前記商品が既に日本のスケートボード用具を扱う業者から注目され、同商標は、これら業者間で広く知られるに至っていたことの事実が認められる。 本号の周知著名性の要件は、「需要者の間に広く認識されている」商標であることを求めているだけで、「著名な」商標は求めている。 | (2)周知性の対象範囲について 本号は、もともと只乗り(フリーライド)のみならず、稀釈化(ダイリューション)や汚染(ポリューション)の防止をも目的とする規定であり、例えば、15号が出所の誤認混同のおそれを要件としているのとは異なる。また、本号は、問題とされる商標が外国において周知であるとき、日本国内における周知性は問わない。 本号の要件とする周知性は、本号で守られるに値する商標として最低限の資格を設定するにすぎないから、当該商標が周知となっている商品と出願商標の指定商品との関係は、直接、問題にならない。 争点②本件出願の「不正の目的」 (1)取引交渉下での本件出願について レバンテは、引用商標の存在を知り、同商標を付した被告関連会社のETNIES USA社(以下、E社)の製品が日本でも人気を博する蓋然性があると予測、期待してE社に商談を持ちかけ、かかる状況下で本件出願をしたと認められる。 (2)本件出願による原告ら意図について その他、本件出願の直前にレバンテは、E社との取引の過程で同社製品を日本で独占的に販売する権利を得たい旨申し出、取引上自己に有利となる条件を持ち掛けていること。出願後、レバンテ及び原告は、日本国内及び海外で「ETNIES」の文字商標を多数出願、原告は、この事実を知った被告に対し、取引の開始とより有利な取引条件の設定を持ち掛けようとし、レバンテも関与していること。 これらの事実もレバンテにおいて、本件商標を含む商標の出願、登録により被告ないしE社との取引を有利に進めようとの意図があったと推認させる事実となる。 本件出願がこのような状況の下でレバンテによってなされたものである以上、これを本号にいう「不正の目的」をもって、本件商標を使用するためになされたとみるのは、むしろ、当然のことといふべきである。 (商4条1項19号、46条)重要度☆☆ (信太 明夫) | |
| 295 -6 | 真正商品の並行輸入認容の規範定立を行いつつ、使用許諾契約の製造国及び下請の制限違反商品に対しては商標権侵害を認め、更に輸入業者の注意義務から過失推定は覆せないとした | 商標権侵害、真正商品の並行輸入、実質的違法性、出所表示機能、品質保証機能、違法性阻却事由、使用許諾範囲外商品、製造国制限及び下請制限、損害賠償、輸入業者の注意義務、過失推定、関税法 |
| 1 平14(受)1100号(最判) 2 平15.2.27(棄却) 3 (株)スリーエム 4 ヒットユニオン(株)、(株)織研新聞社 5 商標登録650248号、同1404275号 6 判示事項： I. 商標権者以外の者が、我国商標権の指定商品と同一商品につき、その登録商標と同一商標を付したものを輸入する行為は、許諾を受けない限り商標権を侵害する(商2条3項、25条)。 II. しかし、そのような商品の輸入であっても、(1)当該商標が外国商標権者又は当該商標権者から使用許諾を受けた者により適法に付されたものであり、(2)当該外国商標権者と我国商標権者とが同一人であるか又は法律的若しくは経済的に同一人と同視し得るような関係があることにより、当該商標が我国登録商標と同一出所を表示するものであって、(3)我国商標権者が直接的に又は間接的に当該商品の品質管理を行い得る立場にあることから、当該商品と我国商標権者が登録商標を付した商品とが当該登録商標の保証する品質において実質的に差異がないと評価される場合、真正商品の並行輸入として、商標権侵害としての実質的違法性を欠く。 ただし、上記要件を満たす真正商品の並行輸入は、商標の機能である出所表示機能及び品質保証機能を害することがなく、商標使用者の業務上の信用及び需要者の利益を損なわず実質的に違法性がないからである。 III. 本件商品は、シンガポール外3カ国において本件登録商標と同一商標の使用許諾を受けたオシア社が、商標権者の同意なく、契約地域外である中華人民共和国にある工場に下請製造されたものであり、本件契約の許諾条項範囲を逸脱して製造された本件商標が付されたものであって商標の出所表示機能を害する。 IV. また、本件許諾条項中の製造国制限及び下請制限は、 | 商標権者が品質を管理して品質保証機能を十全ならしめる上で極めて重要である。この制限に違反して製造され本件商標が付された本件商品は、商標権者による品質管理が及ばず、本件商品とヒットユニオン社が本件登録商標を付して流通に置いた商品とが、本件登録商標が保証する品質において実質的に差異を生ずる可能性があり、商標の品質保証機能が害されるおそれがある。 V. 従って、この商品輸入を認めると、本件登録商標を使用するフレッド・ペリー・スポーツウェア・リミテッド及びヒットユニオン社が築き上げた、「フレッドペリー」ブランドに対する業務上の信用が損なわれかねない。また、需要者は、並行輸入品に対し、商標権者が登録商標を付して流通に置いた商品と出所及び品質において同一商品を購入できる旨信頼しているところ、上記制限違反した本件商品の輸入を認めると、需要者の信頼に反する結果となるおそれがある。以上、本件商品輸入は、真正商品の並行輸入と認められないから実質的違法性を欠くとはできない。 VI. また、輸入業者は、輸入申告の際に輸入商品製造地を明らかにする必要があるから(関税法67条、同施行令59条1項2号)、外国商標権者自身ではなく、同人から使用許諾を受けた者が我国登録商標と同一商標商品を輸入する場合、少なくとも使用許諾契約上、被許諾者が製造国において当該商品を製造し当該商標を付することができる権原を有することを確認した上で当該商品を輸入すべきである。上記義務を尽くした上で本件商品輸入した立証のない上告人につき過失推定(準特103条)を覆すことはできない。 VII. 上告人の本件商品の輸入販売行為が本件商標権を侵害するとして上告人請求を棄却し、ヒットユニオン社請求を一部認容すべきとした原審判断は是認できる(全員一致)。(商2条3項、25条、39条、特103条、民709条、関税法67条、同施行令59条1項2号)重要度☆☆☆ (山口 栄一) | |

| | | |
|---|--|--|
| 295 -7 | 退職者作成のゲームソフトに対する不競法2条1項1号、2号並びに著作権(複製権・翻案権)侵害の請求が棄却された | 他人の商品等表示、周知・著名、表示画面の商品表示性、商品等表示の類否、職務著作、複製権侵害基準、翻案権侵害基準 |
| 1 平13(ワ)15594号(東地46民) 2 平14.11.14(棄却) 3 任天堂(株)、(株)インテリジェントシステムズ 4 (株)エンターブレイン、(有)ティルナノーフ、加賀 昭三 6 判示事項 | <p>I. 原告イズの不競法2条1項1号、2号の「他人」該当性： (1)商品に関する信用保持者たる主体、即ち商品の製造、販売等の業務に主体的に関与する事業主体に限られ、原則として、当該表示を付した商品の品質等を管理し、販売価格や販売数量を自ら決定する者が該当する。(2)原告イズは、単に原告ゲームの著作権者として、原告任天堂にその独占的使用の許諾を与え、ロイヤリティを受領しているにすぎないので、原告ゲームの製造、販売等の業務に主体的に関与する事業主体とはできない。従って、本件事実関係下、被告行為によって原告ゲームの商品表示の出所識別機能、品質保証機能及び顧客吸引力を害されるおそれがある者として「他人」に該当し、請求主体となり得るのは、原告任天堂のみである。</p> <p>II. 周知又は著名な商品表示：(1)「ファイアーエムブレム」表示の周知性ないし著名性：著名な商品等表示とまでは認めることができないものの、遅くとも平成11年9月までには、原告任天堂のゲームソフトを示す商品表示として、需要者である一般消費者の間に広く認識されていたものと認める。(2)「映像等目録」記載の映像とその変化の態様の商品表示性：ゲームソフトの表示画面は、通常は、需要者が当該ゲームソフトを使用段階になって初めて目にするもので、また、ゲームソフトにおいてありふれた画面構成は「商品等表示」となり得ないので、表示画面の構成や映像の変化の態様が「商品等表示」に該当するのは、極めて例外的な場合に限られる。本件各表示画面は、ありふれた画面の構成の域を出ないので、また、表示画面自体が需要者間に広く知られていると証拠上認めることもできない。従って、「商品等表示」に該当するとの原告主張は採用できない。</p> <p>III. 「ファイアーエムブレム」と「エムブレムサーガ」との商品表示類似性：前者は、自他識別力部分として称呼、観念を生ずるのは全体であり、後者は、「サーガ」の部分又は全体であるから、両者を対比すると、外観、称呼を異にすることが明らかであり、観念も、前者が「火の紋章」、後者が「炎の紋章」の観念を生ずるのに対して、後者は必ずしも明確な観念を生じないから類似ではない。</p> <p>IV. 従って、原告の不競法に基づく請求は理由がない。</p> <p>V. なお、原告ゲームは、被告Aが原告イズに勤務していた際に製作の総指揮をとったものであり、被告ゲームは退職した被告Aが、被告ティルナノーフで製作を行った経緯から、殊に原告ゲーム愛好者間に、被告ゲームについて、被告A製作に着目し、被告ゲームにつき一連の原告ゲームの系譜を継</p> | <p>承するものと認識が生じて、市場において混乱を生じたことは推測される。しかし、ゲームクリエイター個人の感性に依存するゲームソフトの性質上、避けられないことであり、同様の混乱はファッション業界で有名デザイナーが移籍する際にも生ずる。この事情から市場混乱が生じて、被告は原告任天堂の周知商品表示に類似した表示を使用していないから不競法上の問題はない。</p> <p>VI. 原告イズへの著作権の帰属：原告ゲーム作成の際、従業員名義で公表することは、従業員においても全く予定しておらず、むしろ原告イズ名義公表が合意されていた。従って、原告ゲームは、職務著作として原告イズを著作者と認める。そして、原告イズは原告任天堂に、著作権2分の1の持分を譲渡したことが認められる。</p> <p>VII. 原告ゲームと被告ゲームの著作物としての類否：(1)原告表示画面に著作物性が肯定される場合、被告表示画面が複製・翻案に当たるかを判断するに当たっては、原告表示画面における創作的特徴が被告表示画面にも共通して存在し、被告表示画面から原告表示画面の創作的特徴が直接感得できるかを判断する。この場合、原告表示画面の特徴的構成の一部が被告表示画面にも共通して見られる場合でも、①共通部分のみで表示画面における創作的特徴を基礎付けるには足りないとき、②被告表示画面に原告表示画面にない構成部分が新たに付加されることにより、表示画面の構成を異にすることとなり、見る者が表示画面から受ける印象を異にするときは、被告表示画面から原告表示画面の創作的特徴を直接感得できないから、被告表示画面をもって原告表示画面の複製・翻案とはできない。(2)著作権侵害の判断：原告著作権主張の表示画面は、各表示画面におけるユニットの表示の仕方や情報項目の並べ方などの点において、作成者の知的活動が介在する余地があり、作成者の個性が創作的に表現される可能性がないとはいえないが、多様な制約が存在するから、作成者の思想・感情を創作的に表現する範囲は限定されて創作的要素が認められる余地は少ない。原告著作権主張部分と被告表示画面を対比して、両者の間の共通点を抽出し、共通点が創作的要素を有するものであって、原告ゲームにおける創作的表現ないし創作的特徴を感得させるものかを検討する。被告ゲームは、「トラキア」の戦闘マップ部分を複製・翻案したものと、「外伝」の全体マップ部分を複製・翻案したものと、「トラキア」、「紋章の謎」、「聖戦の系譜」の登場人物等の映像を複製・翻案したものと認めることができない。従って、依拠性の有無等のその余の点について判断するまでもなく、著作権侵害を理由とする原告請求は理由がない。</p> <p>(不競2条1項1・2号、著15条1項、21・27条)重要度☆☆ (山口 栄一)</p> |

お詫びと訂正
2003年4月号「知的財産保護と刑事罰」棚町祥吉著85頁左段、第1のタイトルは「捜査機関の受入態勢の実情等」であり、印刷工程で(機)が脱落していました。ここでお詫びして訂正致します。

From Editors
編集後記

久しぶりに意匠の特集を組みました。非常にバラエティに富んだ内容となり、意匠の特集に相応しいものになったと思います。意匠の保護の外国で状況、意匠にとどまらずデザインの保護の可能性、日本国内におけるデザインの創作活動、類似判断の変遷など、貴重な論文、ご提案がそろいました。「パテント」は会員の雑誌であり、会員への情報の提供だけでなく、自己の意見、理論の開陳の場でもあり、更に会員への問題提起の場でもあります。まさにその通りのものになったと思います。お忙しい中、原稿をご執筆いただいた先生方に厚く御礼申し上げます。(Y. T.)

最近、中国でスクーターの意匠権について、有効である旨の判決がなされました。中国の司法当局の判断が、先進国並みに

迫ってきたということなのでしょう。今後の動向が気になります。(K. S.)

ここ最近のニュースをみる限り、鳴り物入りではじまった知的財産戦略本部の改革内容は大幅にスローダウンしそうな様子です。改革の目玉がこれでは、と落胆は大きくなる一方です。(T. M.)

特許・商標と比べると出願件数も少なく、あまり取り上げられることの少ない意匠ですが、今月号ではこの「意匠」をテーマとして取り上げました。本年4月1日から受付の始まった欧州共同体意匠では保護対象が拡大され、これからは意匠の重要性も増してくるものと考えます。この機会に、意匠の類似概念について勉強してみようと思います。(K. N.)